これまでの議論を踏まえた政省令の論点と方向性について

1 募集情報の的確表示

- (1)的確表示義務の対象となる募集情報の提供方法(※省令事項)
- 「新聞、雑誌その他の刊行物に掲載する広告、文書の掲出又は頒布」(法定事項)の 他、「その他厚生労働省令で定める方法」として規定する事項は、以下の内容とするこ とについてどう考えるか。
 - 書面の交付
 - ・ファクシミリ
 - 電子メール等(SNS を含む。)
 - ・ 放送、有線放送又は自動公衆送信装置その他電子計算機と電気通信回線を接続 してする方法(テレビ、ラジオ、インターネット等)
- (2) 的確表示義務の対象となる募集情報の事項(※政令事項)
 - 〇 「業務の内容」(法定事項)に加え、「その他の就業に関する事項として政令で定める事項」として規定する事項は、以下の内容(※下線部は政令事項、()内は指針事項とよるとについてどう考えるか。
 - ・ <u>業務の内容</u>(業務委託において求められる成果物(給付)の内容又は役務提供の内容、業務に必要な能力又は資格、検収基準、不良品の取扱いに関する定め、成果物の知的財産権の譲渡・許諾の範囲、違約金に関する定め(中途解除の場合を除く。)等)
 - ・ <u>就業の場所、時間及び期間に関する事項</u> (業務を遂行する際に想定される場所 又は時間、納期、期間等)
 - ・ <u>報酬に関する事項</u>(報酬の額(算定方法を含む。)、支払期日、支払方法、交通 費や材料費等の諸経費(報酬から控除されるものも含む。)、成果物の知的財産権 の譲渡・許諾の対価等)
 - ・ 契約の解除(契約期間の満了後に更新しない場合を含む。)に関する事項(契約の解除事由、中途解除の際の費用・違約金に関する定め等)
 - 特定受託事業者の募集を行う者に関する事項(特定業務委託事業者となる者の 名称や業績等)

2 ハラスメント対策に係る体制整備

- (1) 妊娠又は出産等に関するハラスメントとなる言動の対象事由(※省令事項)
- 「特定受託業務従事者の妊娠又は出産に関する事由であって厚生労働省令で定める もの」として規定する事項は、以下の内容とすることについてどう考えるか。
 - 妊娠したこと
 - 出産したこと
 - 妊娠又は出産に起因する症状により業務委託に係る業務を行えないこと若しく

は行えなかったこと又は業務の能率が低下したこと

・ 妊娠又は出産に関して法第 13 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による配慮の申出をし、又はこれらの規定による配慮を受けたこと

3 中途解除等の事前予告・理由開示

- (1) 事前予告の方法(※省令事項)
- 〇 「厚生労働省令で定めるところ」として規定する事項は、以下の内容とすることに ついてどう考えるか。
 - 書面の交付
 - ・ファクシミリ
 - 電子メール等(SNS を含む。)

(2) 事前予告の例外事由(※省令事項)

- 〇 「災害その他やむを得ない事由」(法定事項) に加え、「その他の厚生労働省令で定める場合」として規定する事項は、以下の内容とすることについてどう考えるか。
 - 災害その他やむを得ない事由により予告することが困難な場合
 - 特定受託事業者の責めに帰すべき事由に基づいて直ちに契約を解除する必要が認められる場合
 - 再委託の際の元委託者からの契約の全部又は一部の解除等により、当該特定受 託事業者の業務の大部分が不要となってしまう等、直ちに契約を解除せざるを得 ない場合
 - ・ 契約の更新により継続して業務委託を行う場合又は基本契約が締結されている場合であって、業務委託の期間が短期間(30日間以下)である一の契約(個別契約)を解除しようとする場合
 - 基本契約が締結されている場合であって、特定受託事業者の事情により相当な 期間、個別契約が締結されていない場合
- 以下①~③の事項についてどう考えるか。また、これらの事項については別途考え 方を示すこととしてはどうか。
 - ① 発注者の一方的な事情により例外事由が濫用されてしまうことを防ぐため、「特定受託事業者の責めに帰すべき事由」を、労基法第20条の「責めに帰すべき事由」の考え方と同等程度に、限定的に解してはどうか。また、その場合、具体的な事例についてどう考えるか。

(考え方)

「特定受託事業者の責めに帰すべき事由」とは、特定受託事業者の故意、過失又はこれと同視すべき事由であるが、判定に当たっては、業務委託契約の内容等を 考慮の上、総合的に判断すべきであり、「特定受託事業者の責めに帰すべき事 由」が法第 16 条の保護を与える必要のない程度に重大又は悪質なものであり、 従って特定業務委託事業者に特定受託事業者に対し 30 日前に解除の予告をさせ ることが当該事由と比較して均衡を失するようなものに限る。

「特定受託事業者の責めに帰すべき事由」とすべき事例を挙げれば、

- 原則として極めて軽微なものを除き、業務委託に関連して盗取、横領、傷害等刑法犯等に該当する行為のあった場合、また一般的にみて「極めて軽微」な事案であっても、特定業務委託事業者があらかじめ不祥事件の防止について諸種の手段を講じていたことが客観的に認められ、しかもなお特定受託事業者が継続的に又は断続的に盗取、横領、傷害等の刑法犯等又はこれに類する行為を行った場合、あるいは業務委託と関連なく盗取、横領、傷害等刑法犯等に該当する行為があった場合であっても、それが著しく特定業務委託事業者の名誉もしくは信用を失墜するもの、取引関係に悪影響を与えるもの又は両者間の信頼関係を喪失させるものと認められる場合
- ・ 賭博、風紀紊乱等により業務委託契約上協力して業務を遂行する者等に悪影響を及ぼす場合。また、これらの行為が業務委託と関連しない場合であっても、それが著しく特定業務委託事業者の名誉もしくは信用を失墜するもの、取引関係に悪影響を与えるもの又は両者間の信頼関係を喪失させるものと認められる場合
- ・ 業務委託の際にその委託をする条件の要素となるような経歴・能力を詐称した場合及び業務委託の際、特定業務委託事業者の行う調査に対し、業務委託を しない要因となるような経歴・能力を詐称した場合
- 特定受託事業者が、業務委託契約に定められた給付及び役務を合理的な理由 なく全く又はほとんど提供しない場合
- 特定受託事業者が、契約に定める業務内容から著しく逸脱した悪質な行為を 故意に行い、当該行為の改善を求めても全く改善が見られない場合
- ② 法第 16 条における「契約の解除(<u>契約期間の満了後に更新しない場合を含</u>む。)をしようとする場合」について
 - 〇 継続的業務委託に係る契約であって最後の契約期間満了後の一定期間(契約の 更新と認められる空白期間の上限)内に次の契約を締結しない場合には、「契約 を更新しない」状態であると評価されうることとなる。
 - 一方、本条が、特定業務委託事業者が「契約の解除をしようとする場合」と同様のものとして「契約の不更新をしようとする場合」に30日前の予告を義務づけることを踏まえれば、不更新をしようとする意思をもって「契約を更新しない」状態となる場合にのみ予告を義務づけることとし、以下のとおり整理することについてどう考えるか。

(契約の不更新をしようとする場合に該当すると考えられる例)

・ 切れ目なく契約の更新がなされている又はなされることが想定される場合で

あって、当該契約を更新しない場合

断続的な業務委託契約であって、特定業務委託事業者が特定受託事業者との 取引を停止するなど次の契約申込みを行わない場合

(契約の不更新をしようとする場合に該当しないと考えられる例)

- 業務委託契約の性質上一回限りであることが明らかである場合
- ・ 断続的な業務委託契約であって、特定業務委託事業者が次の契約申込みを行うことができるかが明らかではない場合
- ③ 特定業務委託事業者と特定受託事業者との間で一定の事由がある場合に事前予告なく解除することができると定めていた場合であっても直ちに事前予告が不要となるものではなく、法に規定する事前予告の例外事由に該当するか否か判断が必要となるということで良いか。

また、特定業務委託事業者と特定受託事業者との間で合意解約をした場合は「契約の解除」にはあたらないと解されるが、当該特定受託事業者からの解約の意思表示が自由な意思に基づくものであったかどうかについて慎重に判断することが必要となるということで良いか。

- (3) 理由開示の方法(※省令事項)
- 〇 「厚生労働省令で定めるところ」として規定する事項は、以下の内容とすることに ついてどう考えるか。
 - ・ 書面の交付
 - ・ファクシミリ
 - 電子メール等(SNS を含む。)
- (4) 理由開示の例外事由(※省令事項)
- 〇 「第三者の利益を害するおそれがある場合」(法定事項)に加え、「その他の厚生労働省令で定める場合」として規定する事項は、以下の内容とすることについてどう考えるか。
 - 第三者の利益を害するおそれがある場合
 - 他の法令に違反することとなる場合
- 4 継続的業務委託(育児介護等に対する配慮義務、中途解除の事前予告義務の対象)
- (1)継続的業務委託の期間(※政令事項)
- 第5回検討会でのご議論において、
 - ・ 中途解除された場合の生活等への影響を踏まえ3ヶ月や6ヶ月とすべきとの意 見、
 - 育児介護等へのニーズを踏まえれば短い期間の方がよいとの意見、
 - 6ヶ月とする場合には、育児介護等の事情を抱えた特定受託事業者への発注控

えになるおそれがあるなどの意見 があったが、継続的業務委託の期間についてどう考えるか。

(2)契約の更新について

- 〇 仮に継続的業務委託の期間を短くする場合、契約の更新により2以上の業務委託契約を締結する場合の空白期間については、法の趣旨(※)に鑑みれば、一定程度短い期間とすることについてどう考えるか。
 - (※) 特定業務委託事業者と特定受託事業者との間には一定期間以上の取引関係があることで当事者間で働き方を調整できる関係性が生まれると考えられること、 特定の発注事業者への依存度合いが高まる傾向が見られること
- 契約の同一性について、法の趣旨に鑑みれば、業務内容の変更がない場合にのみ認めるといった厳格なものとすべきではないと考えられるがどうか。

一方で、法に「契約の更新」と規定された趣旨に鑑みれば、2以上の業務委託契約の両当事者が同一であり、かつ、その業務内容が一定程度の同一性を有していると言えることが必要という考え方についてどう考えるか。

(3) その他

〇 期間の定めがない業務委託契約について、法第5条の考え方と同様に、当該業務委託契約は(1)の継続的業務委託の期間以上の期間行うものとするということについてどう考えるか。